

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年 レビューに関する CP を公表(11) —SCR(その 2)及び MCR—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

ソルベンシー II に関しては、レビューの第 2 段階として、ソルベンシー II の枠組みの見直しが 2021 年までに行われる予定となっており、その検討が既にスタートしている。欧州委員会は、EIOPA（欧州保険年金監督局）に対して、2019 年 2 月 11 日に指令 2009/138/EC2（ソルベンシー II）のレビューに関する助言要請¹を行った。これを受けて、EIOPA が検討を進めていたが、2019 年 10 月 15 日に、ソルベンシー II の 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー（以下、「今回の CP」という）を公表²した。

これまで [8 回のレポート](#)で、今回の CP の具体的内容について報告してきており、[前回のレポート](#)では、「SCR（ソルベンシー資本要件）」の一部の項目について報告した。

今回のレポートでは、「SCR（ソルベンシー資本要件）」の残りの項目及び「MCR（最低資本要件）」に関する項目について、欧州委員会からの助言要請、問題の特定及び EIOPA の助言内容を中心に報告する。

2—SCR のうちの「カウンターパーティ・デフォルトリスク」

ここでは、SCR のうちの「カウンターパーティ・デフォルトリスク」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

¹ https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf

² EIOPA による公表

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>

協議ペーパー

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf

3.7.SCR（ソルベンシー資本要件）標準式

b) ソルベンシー資本要件標準式のカウンターパーティ・デフォルトリスク・モジュール

EIOPA は、全体的な構造とカウンターパーティ・デフォルトリスク・モジュールの比例性を評価し、必要に応じて、より簡素なアプローチのための方法と評価に関する助言を提供するよう求められている。このアプローチにより、市場リスク又はカウンターパーティ・リスク・モジュールに対する資産クラスの配分の見直しが必要となる場合には、市場リスク・モジュールの見直しと整合的に行うべきである。

2 | 以前の助言内容

例えば、以下の内容に関する助言が行われている。

- ・委任規則第 192 条第 2 項の再保険契約に係る LGD（Loss given default：デフォルト時損失率）の計算の追加的な任意の簡素化
- ・委任規則第 200 条のタイプ 1 のエクスポージャーに関するオプションの簡素化
- ・委任規則第 111a 条の再保険契約のリスク軽減効果の計算のさらなる簡略化
- ・リスク軽減効果：第 196 条 (a) に記す船舶、火災及び航空のリスクに対する仮想的な所要自己資本の計算
- ・委任規則第 192 条第 4 項におけるデフォルト損失を計算する際の保証の認識

3 | 関連法規

ソルベンシー II 指令

ソルベンシー II 指令第 104 条第 1 項は、標準式にカウンターパーティ・デフォルトリスク・モジュールを含めることを規定している。第 105 条第 6 項では、このモジュールの範囲について説明している。

委任規則

第 189 条から第 202 条まで及び第 107 条から第 112 条までの簡素化

ガイドライン

市場リスク及びカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの取扱いに関する EIOPA ガイドラインにおけるガイドライン 8 及び 9

4 | 問題の特定

政策課題 1：デリバティブ、再保険契約、特別目的会社、保険証券化のリスク軽減効果の過大な計算 負荷

再保険、SPV（特別目的ビークル）、証券化、デリバティブのリスク軽減効果の算出は、カウンターパーティ・デフォルトリスク・モジュールの中で最も負担の大きい部分と考えられる。したがって、可能であれば、カウンターパーティ・リスク・モジュールのこの部分をさらに簡素化することが望ましいと考えられる。

政策課題 2：最大の人為的エクスポージャーの特定が再保険契約のリスク軽減効果の計算に与える意味 合い：仮想 SCR

委任規則を改正する 2019 年 3 月 8 日の委任規則(EU)2019/981 によれば、船舶、航空、火災の人的災害リスクに関する SCR のシナリオに基づく計算は、再保険又は特殊目的ビークルから回収可能な金額を控除した後の最大エクスポージャーに基づくべきである。火災、船舶及び航空のリスクでは、再保険控除ベースの最大のリスクの特定を変更することは、カウンターパーティ・デフォルトリスク・サブモジュール、特に再保険契約の引受リスクに対するリスク軽減効果の計算に影響を与える可能性がある。

政策課題 3：延滞及びデフォルト債権に対する資本要件

低利回り環境、関連する利回り追求、銀行セクターに対する不良債権処理圧力を考慮すると、保険会社は、信用リスクなどの通常ではない保険リスクの増大に直面している。

政策課題 4：住宅ローンの部分保証の効果的な認識

現行の規制では、SCR 標準式の住宅ローンに対する部分保証の承認が認められているが、住宅ローンに対する部分保証は実際にはまだ承認されていない可能性がある。

5 | 分析内容

ソルベンシー II 指令の改訂に関連する情報を収集するため、助言要請に記載されている SCR のいくつかの構成要素について、EIOPA 内で短い調査が行われ、NSAs (National Supervisory Authorities：各国監督当局) に報告された。

具体的な分析内容の報告については、ここでは省略する。

6 | 助言内容

以上の分析を踏まえて、EIOPA は以下の助言を行っている。

デリバティブ、再保険契約、特別目的会社、保険証券化のリスク軽減効果の簡素化計算

EIOPA は、デリバティブ、再保険契約、特別目的会社、保険証券化のリスク軽減効果の計算のための追加的なオプションの簡素化を提案している。この場合、再保険契約や単純なデリバティブ構造に対するリスク軽減効果は、以下の (1) 式や (2) 式のように計算することができる。

第一段階では、総リスク軽減効果は次のように計算される。

$$RM_{Total} = BSCR^{*,without} - BSCR^*$$

ここで

$BSCR^{*,without}$ は、デリバティブ、再保険契約、特別目的会社及び保険証券化が実施されなかった場合に生じるカウンターパーティ・デフォルトリスクを伴わない基本ソルベンシー資本要件

カウンターパーティ・デフォルトリスク・モジュールが除外されている場合、 $BSCR^*$ は（現在の）基本ソルベンシー資本要件

次に、デリバティブ又は再保険契約、特別目的会社及び保険証券化のリスク軽減効果を計算する。

$$RM_i = \frac{|EAD_i|}{\sum_{i=1}^n |EAD_i|} * RM_{Total}$$

ここで、

$|EAD_i|$ は、カウンターパーティに対するデリバティブ、再保険契約、特別目的会社及び保険証券化のデフォルト時のエクスポージャーの絶対値を示す。リスク軽減手段がデリバティブ $|EAD_i|$ である場合、ソルベンシーII指令第75条に従って、デリバティブの絶対値となる。リスク軽減手段が再保険契約である場合、特別目的ビークル及び保険証券化 $|EAD_i|$ は、相手方*i*に対する再保険契約、特別目的ビークル及び保険証券化から回収可能な金額の最良推定値の絶対値となる。

再保険契約のリスク軽減効果に関する仮想SCRの計算

カウンターパーティ・デフォルトリスク・モジュールにおけるリスク軽減効果を決定するための火災、船舶及び航空のリスクに関する仮想SCRは、火災、船舶及び航空のリスクに関する最大の総リスク濃度に基づいて計算されるべきである。

延滞及びデフォルト債権に係る資本要件

委任規則第189条第3項を改正し、以下にそれぞれ定義されるデフォルト及び延滞ローンそれぞれをCRR及び(b)の第178条。委員会施行規則(EU)2015/227の附属書Vのパラグラフ163で定義されるようにタイプ2エクスポージャーに含めることが提案されている。

これらのローンのデフォルト時損失は、次のように計算されるべきである。

$$LGD = 6.67 * \max(Loan - Recoverables; 36\%^{173} * Loan);$$

ここで、

「ローン (Loan)」とは、ソルベンシーII指令第75条に基づく抵当権の価値をいう。及び
「回収額 (Recoverables)」は、EBA/GL/2017/16第6章に従って計算された債権回収額の実績値を示している。

6.67の値は、追加損失全体を資本要件として勘案することを目的として、委任規則第202条の算式に含まれる15%で除して得られる。

住宅ローンの部分保証の効果的な認識

EIOPAは、委任規則第192条第4項の下部に次の文章を追加することにより、住宅ローンに対する部分保証の承認要件を調整するよう勧告している。

「第180条第2項第1号イからニまでに掲げる相手方のいずれか一方が十分に保証して相手方が提供する保証については、保険会社が、次のいずれにも該当する保証人による仮払金の支払を適時に受ける権利を有する場合には、第215条(d)における要件が満たされているものとみなす。

- a)借入者が支払わなければならない利息の不払いその他の支払の種類に起因する損失を含め、貸付機関が被る可能性のある損失の額の確固たる見積もりである。
- b)保証の範囲に比例する。」

これにより、部分保証の要件として、保証人が保険又は再保険会社に債務者自身を最初に追及することを要求することが可能となる。また、住宅ローンの部分保証の承認に関する銀行規制との公平な競争条件を改善する。

3—SCRのうちの「引受けリスクの較正」

ここでは、SCRのうちの「引受けリスクの較正」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.7. ソルベンシー資本要件標準式

[..]

d) 引受リスクの調整

利害関係者が十分な品質の重要なデータを提供する場合には、EIOPAは、それが現在の要因に基づいている較正よりも、引受ストレスの較正のより代表的な基準を形成するかどうかを評価するよう求められる。

2 | 以前の助言内容

EIOPA は委任規則の特定の項目に関する欧州委員会への第2の助言として、いくつかの事業分野（医療費、信用保証、援助、訴訟費用、労働者の補償）における保険料及び準備金リスクの標準パラメータの再調整、死亡率及び長寿ストレスの再調整を行った。

3 | 関連法規

ソルベンシー II 指令

- ・第105条：基本ソルベンシー資本要件の計算

委任規則

- ・第151条第1項：SLT 健康保険引受けリスク・サブモジュール
- ・第159条：SLT 健康保険解約リスク・サブモジュール

4 | 問題の特定

EIOPA は、一部の選択された事業についての損害保険及び NSLT 健康保険及び再保険債務については保険料リスク及び準備金リスクの標準偏差を改定するよう助言した後、一部の利害関係者から変更の方向性と範囲の適切性について疑問を呈された。

前回の SCR の見直し後、EIOPA は、新たに入手可能となったデータが再調整を意味する引受リスクに関する情報を NSAs から受領しなかった。

ソルベンシー II 指令の改訂に関連する情報を収集するため、助言要請に記載されている SCR のいくつかの構成要素について、EIOPA 内で NSAs を対象とした簡単な調査が行われ、得られた回答が本助言で用いられた。

NSAs に提出された調査によると、どの NSAs も、現在の標準式パラメータ（瞬間的なショックや変動係数）の再較正を意味するデータや前回の較正作業から現在までの主な進化を反映しなければならないほどのデータは見られていない。

それにもかかわらず、ある利害関係者は、現在の汎欧州の 40% ショックに挑戦するであろうと主張して、SLT 健康大量解約リスクの調整に関するいくつかのデータを提供した。

5 | 分析

一般的な観点から、SLT の健全性を含む大量解約リスクは、極端で壊滅的な事象を反映すべきである。保険契約者の破綻につながる内外の原因を網羅すべきだ。さらに、将来の極端な事象は過去のデ

ータに含まれていない可能性があるため、これらのリスクの調整には適及的アプローチは適切ではない。

6 | 助言内容

以上の分析を踏まえて、EIOPA は以下の助言を行っている。

EIOPA は、現在の引受けリスク・ストレス・ファクターを変更しないことを勧告している。EIOPA は、現在の引受けリスク・ストレス・ファクターの基準となる較正よりも引受けリスク・ストレス・ファクターの較正のためのより代表的な基礎となる十分な品質の重要なデータを認識していないか、あるいは受け取っていないからである。

4—SCR のうちの「リスク軽減手法」

ここでは、SCR のうちの「リスク軽減手法」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.8.ソルベンシー資本要件を削減するためのリスク軽減手法等

EIOPA は、ソルベンシー資本要件標準式における損害保険引受リスクのための最も一般的な非比例再保険適用範囲の認識方法について、また、不利な進展カバーやファイナイト再保険カバーについて、助言を求められる。

この関連で、EIOPA が「損害保険引受リスク・サブモジュールへの外向きの再保険契約の締結に関するガイドライン」に規定された方法が引き続き適切であると考える場合、EIOPA は、これらの方法をソルベンシー資本要件の標準式に組み込むために、立法上の枠組みに対する修正がどの程度必要かを評価することが求められる。

また、標準式と内部モデルとの整合性を確保する観点から、金融リスク軽減手法やソルベンシー資本要件の削減に使用される可能性のある金融商品の定義を明確にすることが求められる。EIOPA はまた、そのような項目について認識されるリスク軽減又はリスク移転の量を決定するための基準及び方法を示すべきである。

EIOPA はまた、ベースス・リスクの評価に関する規定が十分に明確であるかどうかを分析し、必要に応じて改善について助言を求める。

2 | 以前の助言内容

EIOPA は、ソルベンシー II 委任規則の特定項目の見直しに関する欧州委員会への助言を得るために、2017 年から 2018 年までの標準式におけるリスク軽減手法の扱いに着目した。これらの見直しにより、金融デリバティブや再保険契約のリスク軽減手法としての扱いが見直された。

同様に、EIOPA は、利害関係者の提案に基づいて、不利な進展カバーを認識しないよう勧告した。

3 | 問題の特定

政策課題 1 : ソルベンシー資本要件標準式における損害保険引受リスクに対する最も一般的な非比例再保険適用の更なる認識

政策課題 2 : 不利な進展カバーとファイナイト再保険カバーの認識

政策課題 3 : SCR を低下させる金融商品としてのコンティンジェント・キャピタルの認識

政策課題 4 : SCR を低下させる金融商品としてのコンティンジェント転換社債の認識

政策課題 5 : 委任規則におけるベースス・リスクの評価に関する現行規定の明確化

4 | 助言内容

CAT 以外の損害保険引受リスクにおける最も一般的な非比例再保険カバーの更なる認識については、利害関係者において、より良い評価を得るための更なる提案をお願いする。

CAT 以外の損害保険引受リスクにおける不利な進展カバー及びファイナイト再保険カバーについては、EIOPA は、標準式の健全性及び機能を損なわず、また起こりうる技術的矛盾を回避するため、利害関係者からの更なるインプットが得られるまで、これらの論点を進めるのを待つ。

外部の再保険契約の損害保険引受リスク・サブモジュールへの適用に関する EIOPA ガイドラインは、会社の外部の再保険契約の取扱いを含む損害保険カタストロフィリスク・サブモジュールの共通、均一かつ一貫した適用を確保することを意図している。EIOPA は、利害関係者からより多くの情報が提供された後、上述のガイドラインの改訂を進めるとともに、ソルベンシー資本要件標準式に新たな方法を組み込むために立法上の枠組みの修正が必要かどうかの評価を待つ。

金融リスク軽減手法の認識

最近、コンティンジェント・キャピタル又はコンティンジェント転換社債のような商品をリスク軽減手法として認識することの問題が提起された。

両商品とも、リスクの移転は存在しないか又は限定的である。さらに、移転が制限されている場合には、標準式の基本構造では適切なモデル化ができない。その結果、EIOPA はこれらの手法をリスク軽減手法として認識しないよう助言しており、SCR の削減に用いることはできない。

この標準式の下での認識の欠如は、潜在的に標準式と内部モデルの間に不整合を生じさせる可能性がある。

標準式におけるリスク軽減手法の反映

EIOPA は、ソルベンシー II 委任規則第 210 条に以下を追加することを提案している。

「会社は、SCR の減少又はリスク移転契約による利用可能資本の増加が保険者がさらされるリスクの変化に見合ったものであることを確保するために、効果的なリスク移転の程度を示すことができる。

SCR 及び利用可能資本は、手法を実施する契約の経済的実質を反映するものでなければならない。基本ソルベンシー資本要件を計算する際、保険又は再保険会社は、指令 2009/138/EC の第 101 条第 5 項に記すリスク軽減手法のみを考慮しなければならない。

—SCR の要件の縮小又は利用可能資本の増加は、リスク移転の程度に比例する。

—SCR 内には、その過程で発生した対応するリスクに対する適切な取扱いがある。」

ベースス・リスクについて、EIOPA は、ベースス・リスクに関するガイドライン 1、2 及び 3 を委任法に移行するよう助言する。

5—SCR のうちの「外部格付けへの依存度の低減」

ここでは、SCR のうちの「外部格付けへの依存度の低減」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.19. 外部格付けへの依存度の低減

欧州委員会は、規制目的のために外部信用格付けへの参照を削減することに取り組んでいる。保険セクターの具体的な文脈では、ソルベンシー II 委任法の見直しにより、保険会社は格付けされていない債務の信用リスクを評価する新たな方法論的アプローチを既に提供している（「内部評価アプローチ」と「内部モデルアプローチ」）。

したがって、委任法の見直しに関連して提案された修正の範囲を超えて、EIOPA はこれらの代替的な信用評価のより広範な利用を可能にする追加的な方法について助言を求められる。このようなアプローチは、信用格付け機関によっても格付けされる企業向けエクスポージャーを対象とすることができ、企業がさらされるリスクの性質、規模、複雑さに見合ったものであるべきである。

2 | 以前の助言内容

EIOPA は、2018 年 2 月 28 日現在、「ソルベンシー II 委任規則（EIOPA-BoS-18/075）の特定項目に関する欧州委員会への第二次勧告」の第 10 章において、指定された ECAI（外部格付け機関）による信用評価が利用できない債券やローンに適用される基準について助言を行った。特に、内部評価手法により、又は承認された内部モデルと類似アプローチが適用された株式投資の結果に基づいて、リスクチャージが決定される負債項目の合計が、全ての投資の 5%を超えないという制限を条件として、内部評価手法又は銀行が承認した内部モデルを使用することが勧告された。勧告は全て、この後者の 5%という制限を除いて、欧州委員会によって受け入れられ、現在、改正された委任規則の一部となっている。

3 | 問題の特定

政策課題 1：代替的な信用評価の対象となる資産の範囲

政策課題 2：委任規則で現在規定されている代替的な信用評価のより広範な利用を可能にする追加的な手法の認識

4 | 助言内容

分析を踏まえて、EIOPA は以下の助言を行っている。

上記の政策課題と、テスト・フェーズ及び影響評価を実施する必要があるという事実を考慮した上で、現在委任規則で規定されている代替的な信用評価の対象となる資産の範囲（即ち、無格付け）に

は変更を加えず、本レビューでは追加的な手法を認識しないことが望ましい。ただし、新しい代替的な信用評価手法をいくつかの特定の格付エクスポージャーに対応させ、標準的な手法でどのように調整できるかを調査するために、分析表を開くことが望ましい。

EIOPA の見解では、信用格付機関によっても格付けされる企業向けエクスポージャーに適した代替的な信用評価のより広範な使用を可能にする追加的な方法についての決定は、(i) 保険者の格付けされていない債務の標準式における資本チャージの削減を可能にする、導入されたプルデンシャル基準の実施、(ii) 格付けされた債券に適した将来の潜在的な新手法の影響評価、の分析後に行うことができる。これは、評価の安定性も含め、方法論が要求される頑健性及び必要とされる識別力及び予測力を達成するための様々な側面を包含する必要がある。

6—SCR のうちの「国債に関する移行措置」

ここでは、SCR のうちの「国債に関する移行措置」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.3.移行措置

ソルベンシー II 指令第 VI 章は、いくつかの移行規定を定めている。EIOPA は、保険契約者保護及び公平な競争条件の観点から、移行規定の現在の妥当性を評価するよう求められている。この評価は、該当する場合には、会社が新たに移行措置を申請する可能性が継続すべきかどうかについても評価すべきである。EIOPA は、勧告にその理由が記載されていれば、異なる移行措置についての作業を優先することができる。しかし、EIOPA の評価は、少なくともソルベンシー II 指令の第 308b 条第 12 項及び第 13 項、第 308c 条並びに第 308d 条に規定する移行措置を対象とすべきである。

2 | 関連法規

ソルベンシー II 指令第 308b 条第 12 項は、現地通貨建てでない国債のための SCR に関する移行規定を定めている。

3 | 問題の特定

現地通貨建てでない国債 (GBNLC) については、標準式である SCR のスプレッド・リスクのストレス・ファクターの段階的導入 (委任規則第 180 条第 3 項) と 2016 年の 0% から 2020 年の標準係数に増加する集中リスク・サブモジュール (委任規則第 187 条第 4 項) がある。2020 年にこの移行期間が修了することは、加盟国の中央政府又は中央銀行に対するエクスポージャーを有し、自国通貨とは異なる自国通貨建てで資金提供される会社にとって問題となる可能性がある。これは、特に、ユーロに参加していないが、ユーロ建てで資金提供される EU 加盟国の中央政府又は中央銀行に対するエクスポージャーを有する国に所在する会社の場合に当てはまる。

4 | 分析

EIOPA は、QRT テンプレート S.06.02 .01 (2016 年、2017 年、2018 年時点) の情報を分析し、問題となっている移行措置がどの程度使用されているか、また、それを適用する会社がエクスポージャーの観点からどの程度関連性があるかを理解した。ユーロ圏以外の一部の国・地域のみがエクスポージャーに該当する。この影響評価のためのルックスルーは行われていない。

少数の非 EEA 諸国では、GBNLC は全国債の 70%超を占め、全資産の約 40%を占めている。しかし、絶対的にその量はかなり低い。GBNLC は EU における 2018 年末時点の総資産の 1.56%に相当し、無視できる量であることに留意すべきである。

移行期間の終了を考慮してこの種のエクスポージャーを減少させたり、大規模な投資の売却が想定される兆候に向けての明確な傾向の証拠はない。

この政策課題について現在評価されている唯一の政策オプションは、現行の規制を変更しないことである。EIOPA は、いくつかの管轄区域における重要性和 SCR への潜在的な影響を認識しているにもかかわらず、他の選択肢を検討することはできなかった。会社は、移行期間の満了に向けてすでに準備されていた。さらに、改正ソルベンシー II 指令の発効時まで失効するであろう措置を再活性化することを提案することは、典型的なことではなく、技術的にも正当化することが困難であろう。

5 | 助言内容

以上の分析を踏まえて、EIOPA は以下の助言を行っている。

EIOPA はソルベンシー II 指令第 308b 条第 12 項の現行の要件が、保険契約者保護及び公平な競争条件の観点から適切であると考えている。したがって、EIOPA は、他の加盟国の通貨建てで資金供給されている加盟国の中央政府又は中央銀行に対するエクスポージャーに関連して、標準式に従って集中リスク・サブモジュール及びスプレッドリスク・サブモジュールを計算する際には、移行期間をこれ以上延長しないよう勧告している。

7—MCR

ここでは、MCR に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.9. MCR

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 129 条第 1 項から第 4 項の採択により導入された加盟国の規則及び監督慣行について報告するよう求められている。特に、EIOPA は以下の項目について報告するよう求められている。

- ・第 128 条第 3 項に規定するキャップ及びフロア並びに第 1 項 (d) に規定する絶対的なフロアの用途及び水準に関する量的及び質的情報
- ・最低資本要件の算定に関して監督当局が直面する潜在的な問題と、可能な場合には、その対処方法に関する勧告

- ・最低資本要件の計算を支配する規則が、1年間の信頼水準が 85%であることを条件として、保険又は再保険会社の基本自己資本の VaR と整合的であり続けるかどうかの評価
- ・最低資本要件を遵守していない場合の監督実務上の乖離の可能性。これには、承認の撤回時期、承認の撤回後の監督権限、資産の自由な処分の制限又は禁止が含まれる。
- ・ソルベンシー II 指令第 73 条第 3 項に従って、生損保兼営会社のための適格自己資本項目の特定に関する潜在的な問題と、適用可能な場合には、それらにどのように対処することができるかについての勧告

2 | 以前の助言内容

CEIOPS-DOC 69/10:CEIOPS のソルベンシー II のレベル 2 の実施措置に対する助言:第 130 条 MCR の較正

3 | 関連法規

ソルベンシー II 指令

- ・第 74 条(生命保険と損害保険の分離)、第 128 条(MCR の一般規定)、第 129 条(MCR の計算)
- ・第 139 条(MCR の不遵守)、第 140 条(資産の自由な処分の禁止)、第 142 条(金融スキーム)及び第 144 条(免許の取消し)
- ・第三章 第 273 条から第 284 条(解散手続)

委任規制

- ・第 248 条(最低資本要件)、第 249 条(線形最小資本要件)、第 250 条(損害保険及び再保険債務の線形公式要素)、第 251 条(生命保険及び再保険債務に関する線形公式)、第 252 条(最低資本要件:生損保兼営会社)、第 253 条(最低資本要件の絶対下限)

4 | MCR の算出

4-1. 問題の特定

政策課題 1:キャップとフロアの使用

世界的に広く使用されていることがわかるが、このことは、MCR が線形に計算された MCR に対応することは殆どないことを意味しており、その結果、キャップやフロアが適切に設計され、有用であるかどうかは明らかではない。解析部分にはいくつかのオプションが提案されている。

政策課題 2:最低資本要件の算出の保険又は再保険会社の基本自己資本の1年間の信頼水準 85%を前提とした VaR との整合性

単純な線形公式が規定された信頼度レベルを正確に反映することは期待されていなかったが、それは適切な代替と見なされた。生命保険 MCR に関しては、この計算が、1年間の信頼水準が 85%である基本自己資本の VaR と整合的でなくなることを示す証拠は得られなかった。実際、生命保険 SCR の計算は、2018 年のレビューの変更による大きな影響を受けていない。損害保険 MCR に関しては、アルファ及びベータパラメータは、保険料リスクと準備金リスクに対する σ パラメータに直接リンクしている。

4-2. 助言内容

EIOPA は以下の助言を行っている。

キャップとフロア・セットの使用とレベルに関して、EIOPA は現行の 25%から 45%の回廊を変更する理由はないと考えている。

EIOPA は、委任規則の附属書 XIX に定める MCR 算出のための危険ファクターを以下のように変更することを勧告する。

Segment	Factor for technical provisions	Factor for premiums written
Credit & suretyship	16.0%	17.7%
Legal expenses	5.2%	7.8%
Assistance	20.3%	6.0%
Accident	5.4%	No change
Sickness	No change	8.0%
Workers compensation	10.3%	9.0%
NPR health	15.9%	No change

生損保兼営会社の適格基本自己資本項目の特定に関連する潜在的な問題に関して、EIOPA は現在の想定 MCR の計算を変更しないよう勧告している。

5 | 最低資本要件の不遵守

5-1. 問題の特定

EIOPA は、MCR に準拠していない、又は MCR に準拠していないリスクがある保険会社に起きる様々な実務に対処することになっている。

- ・MCR 不遵守の適格性
- ・不遵守のリスクの適格性
- ・MCR の不遵守のリスクがある場合に取られる監督上の措置
- ・資産の自由な処分 of 制限又は禁止に関する実務
- ・免許手続の取消し
- ・免許取消し後の NSAs による監督

上記の内容を提示し、評価するとともに、法的枠組みの修正を検討する。

5-2. 助言内容

EIOPA は、それぞれの項目について、以下のように述べている。

助言要請は明示的に助言を求めているのではなく、ルールと実務の概要についての助言を求めている。国内市場においても、国境を越えたビジネス（例えば、より多くの国の裁量とより一般的な保険契約者保護）においても、国内慣行における様々な差異が適切である場合とそうでない場合がある。しかし、より一般的な保険契約者保護を達成する場合には、より一般的な規制が適切である。

これを受けて、上記の各項目について、以下の助言を行っている。

MCR 不遵守の適格性

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 139 条第 1 項の MCR を遵守していない保険会社に対して、「直ちに」かつ「観察された」という文言により、保険会社に何が期待されるかについての明確性を強化するよう勧告する。

保険会社及び再保険会社は、第 129 条第 4 項に規定する四半期報告書において、最低資本要件が遵守されなくなったことを観察した場合には、不遵守の正確なレベルがまだ決定されていないか、あるいは... ..の場合でも、監督当局に直ちに通知しなければならない。」

この情報を早期に交換するために、「観察された」ものについては、レベル 2 又はレベル 3 における更なるガイダンスも提供されるべきである。

不遵守のリスクの適格性

EIOPA はソルベンシー II 指令第 139 条第 1 項に変更を加えないことを勧告しているが、MCR 違反のリスクがある場合には、NSA から NSA への情報に関する保険会社への期待をさらに詳しく述べる。

MCR の不遵守のリスクがある場合に取られる監督上の措置

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 139 条第 2 項に次のような記述を追加して改正するよう勧告する。

「最低資本要件の不遵守又は不遵守のリスクが顕在化してから 1 ヶ月以内 ...。」

「短期的な現実的資金調達スキーム」の最低限の内容の L2 又は L3 におけるさらなるガイダンスが提供されるべきである。

短期の現実的資金調達スキームの承認／不承認に加えて、取るべき最小限の措置について、L2 又は L3 における更なるガイダンスを NSA 提供することもできる。

資産の自由な処分の制限又は禁止に関する実務

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 139 条第 3 項において、「本籍加盟国の監督当局もまた、次のことを行うことができる。」を「清算手続が本籍加盟国の監督当局によって開始されない場合には、第 1 項の通知を受けてから 2 ヶ月以内に、本籍加盟国は、保険契約者保護のために次の事項を行うか否かを決定しなければならない。」に置き換えることにより、同第 139 条第 3 項の改正を勧告する。

免許手続の取消し

EIOPA は、ソルベンシー II 指令第 144 条第 1 項を改正し、最長期間(3 ヶ月)を定めるか、又はそれを延長できる状況を特定するよう勧告している。また、新規契約者が延長期間中にリスクにさらされる可能性があるかどうか(すなわち、保険会社は事業を継続して引き受けることができるか)を明記することが勧告される。

どのような状況で 3 ヶ月を延長することができるかを指定する代替案も開発されている。例えば、EIOPA が特に国境を越えた事業を行う保険会社について合意するために、そのような決定を 3 カ月以上延長することを認める。

免許取消し後の NSA による監督

EIOPA はソルベンシー II 指令第 144 条を改正し、撤回された認可を受けた保険会社がどのような種類の債務を負うかを規定するよう勧告する(すなわち、ソルベンシー II 指令第 3 章に基づいて保険会社が解散していない場合)。

また、既存の NSA が引き続きこうした会社を監督する権限を有していることを明確にすべきである。

8—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシー II の 2020 年のレビューに関する CP のうちの、「SCR」に関する項目の後半部分及び「MCR」について報告した。

次回のこのシリーズのレポートでは、「報告及び開示」に関する項目について報告する。

以 上